

かいごの花みずき デイサービス +C 運営規程

（事業の目的）

第 1 条 有限会社Gracias が開設する かいごの花みずき デイサービス +C において実施する指定通所介護および指定介護予防通所介護相当サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。介護予防通所介護相当サービス・通所介護は、要介護状態及び要支援状態または事業対象者と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所介護相当サービス・通所介護計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第 2 条 介護予防通所介護相当サービス・通所介護計画に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
 - 4 明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「おだやか」で「安心した日々」を過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して介護上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 家族との連携を密にし、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
 - 7 職員の教育指導の徹底を図り知識・技術の習得及び、安心と安全の提供及び安定した運営を心がける。

（事業所の名称・所在地）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 かいごの花みずき デイサービス +C
- 二 所在地 〒852-8116 長崎県長崎市平和町5番29号

（職員の職種・員数・職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名（機能訓練指導員と常勤兼務）
事業所の従業員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護職員 3 名（3 名非常勤専従）
利用者の健康状態の把握と、介護予防通所介護・通所介護計画に基づき看護を行う。

- 三 介護職員 18名（10名常勤専従、6名非常勤専従、2名生活相談員と常勤兼務）
利用者の有する能力に応じ自立ができるよう配慮し、通所介護計画に基づき入浴、排泄、食事等の援助を行う。
- 四 生活相談員 2名（2名介護職員と常勤兼務）
利用者及びその家族からの相談に応じ、レクリエーション等の計画及び指導、ボランティアの指導を行う。
- 五 機能訓練指導員 3名（3名常勤専従）
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- 六 調理員 4名（1名常勤専従、3名非常勤専従）

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日とする。
- 二 営業時間 8：00～18：00とする。
- 三 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

（利用定員）

第 6 条 利用の定員は 60 人とする。

（介護の内容）

- 第 7 条 介護予防通所介護相当サービス・介護予防通所介護・通所介護計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助（リフト浴、個人浴槽利用）を実施し、又は清拭による清潔の保持を行う。
- 2 医師の指示食の提供が可能であり、口腔ケアに心がけ、歯磨き、うがいの励行、口腔運動、栄養管理及び指導を行う。
 - 3 居宅及び事業所間の送迎を実施する。
 - 4 生活動作の改善又は維持のための機能訓練、筋力トレーニング等を行い、健康増進に繋がる指導管理及び排泄の自立支援を行う。
 - 5 家族に対する相談、助言等の援助を行う。
 - 6 その他利用者、家族の希望を取り入れたレクリエーション、行事などサービスの提供を行う。

（利用料その他の費用）

第 8 条 利用者負担を以下のとおりとする。

- 一 かいご予防通所介護相当サービス・通所介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割または 2 割または 3 割の利用料とする。（割合は介護保険負担割合証による）
- 二 食事費 昼食 350 円・夕食 525 円、日用生活品費、教養娯楽費、紙おむつ代は実費とする。
- 三 その他日常生活及び教養娯楽に係わる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

- 四 通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防通所介護相当サービス・通所介護に要した交通費は、通常の実施地域を越えた地点からそれに要した交通費の実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業を実施する地域は次のとおりとする。

- 一 各長崎市地域包括支援センターエリア（江平・山里、西浦上・三川、緑が丘・淵、小江原、岩屋、桜馬場、片淵・長崎）
- 二 西彼杵郡長与町高田郷
- 三 上記以外の地域の方は相談に応じる。

(利用に当たっての留意事項)

第 10 条 介護予防通所介護相当サービス・通所介護利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- 一 休まれる場合は利用日の朝 8 時 30 分までに必ず電話連絡すること。
- 二 喫煙は、決められた場所・時間で行うようにする
- 三 施設内の設備・器具は本来の用法に従って使用すること。これに反した利用者により破損等が生じた場合は、賠償請求をすることがある。
- 四 所持品・備品等の持ち込みは、氏名を必ず記入すること。
- 五 金銭・貴重品の管理は自分で行うこと。
- 六 ペット・アルコール類の持ち込みは、禁止する。
- 七 利用者及び家族の施設内での営利行為・宗教活動及び政治活動は禁止する。
- 八 他利用者への迷惑行為は、禁止する。

(非常災害対策)

第 11 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 一 防火管理者には、事業所管理者又は別に充てる。
- 二 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 三 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 四 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 五 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 六 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
 - ・利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ・非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- 七 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第12条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- 一 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- 三 お互いに協力し合い、無駄、無理、むらを常に検討し、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第13条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保し常に次の事項に留意すること。

- 一 知識・技術の習得に心がけ接遇教育等の勉強会、研修会に進んで出席すること。
- 二 ふりかえり、振り返りの介護を忘れず向上していく姿勢であること。
- 三 正直で謙虚な姿勢を失わず常に平常心を持つこと。

(職員の勤務条件)

第14条 職員の就業に関する事項は、別に定める有限会社Graciasの就業規則による。

(職員の健康管理)

第15条 職員は、この事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

(緊急時における対応)

第17条 職員は利用者に緊急事態が生じたときは、直ちに管理者に報告するとともに、主治医或いは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第18条 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。また職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力医療機関、利用者負担の額及び苦情処理の対応について

は、施設内に掲示する。

- 3 介護予防通所介護相当サービス・介護予防通所介護・通所介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、有限会社Graciasの役員会において定めるものとする。
- 4 情報開示内容について掲示する。

（賠償責任）

第20条 サービスの提供にあたって事故の発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を設ける。

- 2 事故によりその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合はこの限りではない。

（裁判管轄）

第21条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とする。

（虐待の防止の為の措置に関する事項）

第22条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止ための対策を検討する委員会（身体拘束虐待防止委員会）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。虐待防止担当者は施設長とする
- 五 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

（身体の拘束等の原則禁止）

第23条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、事業所がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとする。

（業務継続に向けた取り組み）

第24条 施設は、感染症や自然災害が発生した場合でもサービス提供が継続出来る様、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施する。

- 2 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止の為の措置）

第 25 条 施設は、感染症の予防及びまん延防止の為、以下の措置を講ずる。

- 一 感染症の予防及びまん延防止の為の対策を講じる委員会（感染防止委員会）を設置し、定期的を開催するとともにその結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
- 三 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修を定期的開催する為に研修計画を定める。
- 四 前三号を実施する為の担当者を置く。感染症予防及びまん延防止の担当者は施設長とする。
- 五 法令で定められている流行性の感染症が施設内で発生した場合は、行政への報告をはじめ、適切な対応を講ずる。

（ハラスメント防止に向けた取り組み）

第 26 条 施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けての措置を講ずる。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為を組織として認めない。

- 一 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- 二 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- 三 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の従業員、利用者及びその家族等が対象となる。

- 2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時発発生しない為の再発防止策を検討する。
- 3 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について入社時に研修を実施する。
- 4 定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
- 5 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。
- 6 ハラスメント防止の相談窓口は施設長とし、責任者は事務長とする。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。